

# 平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業費補助金交付要綱

平成30年10月17日制定

## (趣旨)

第1 県は、三八地域の水産加工業者が保有する設備や農水産物等の地域資源を活用した新たな事業の構築に向けたモデル的取組を促進するため、コンソーシアムが行う三八地域農水産資源有効活用事業に要する経費について、平成30年度予算の範囲内において、当該コンソーシアムに対し、青森県三八地域農水産資源有効活用事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水産加工業者 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、日本標準産業分類に掲げる小分類「092水産食料品製造業」を主たる業種として営むものであり、知事が適当と認めるものをいう。
- (2) 流通業者 日本標準産業分類に掲げる大分類「I卸売業、小売業」を主たる業種として営むものであり、知事が適当と認めるものをいう。
- (3) コンソーシアム 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町又は新郷村に本社又は製造所等を有する水産加工業者、流通業者及び地方独立行政法人青森県産業技術センター農産物加工研究所又は同センター食品総合研究所で構成するものであること。
- (4) 三八地域農水産資源有効活用事業 次に掲げる要件を全て満たす事業をいう。
  - ア 水産加工業者が保有する設備を使用し、学校給食、中食・外食等向けに農産物又は農産物と水産物を組みあわせた新しい加工商品を試作し、販路開拓を行う取組であること。
  - イ 水産加工業者における新たなビジネス展開につながる取組であり、地域のモデルとなる取組であること。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

## (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書（コンソーシアムの代表が法人の場合）
- (2) 決算報告書など事業運営の内容を判断できる書類（コンソーシアムの代表者）
- (3) 事業費の積算を示す資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、補助対象経費の変更（ただし、補助金の増額を伴わない補助対象経費の30パーセント以内の増減を除く。）をする場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成31年4月1日から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、補助金請求書（第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は平成31年4月15日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業費の内訳を示す資料
- (2) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>コンソーシアムが行う三八地域農水産資源有効活用事業に要する次に掲げる経費</p> <p>1 新たな加工商品の試作に要する経費 材料費、委託加工費、加工器具費（消耗品）、調査検討費（謝金、旅費）</p> <p>2 新たな加工商品の食品衛生及び品質確保に係る成分分析に要する経費 薬品費、検査手数料</p> <p>3 新たな加工商品の販路開拓のための展示会・商談会に要する経費 PR用チラシの印刷製本費、出展費、旅費、消耗品費</p>	<p>左の経費の合計額の3分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額</p>

第1号様式（第4関係）

番 号  
平成 年 月 日

三八地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業費補助金交付申請書

平成30年度において実施する三八地域農水産資源有効活用事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的及び内容

別添「平成30年度三八地域農水産資源有効活用事業ビジネスプラン」のとおり

2 補助事業完了予定（完了）年月日 平成 年 月 日

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	備 考
県 補 助 金	円	
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
合 計				

(別添)

## 平成30年度三八地域農水産資源有効活用事業ビジネスプラン

### 1 テーマ

ビジネスプランの全体がわかるテーマを記載

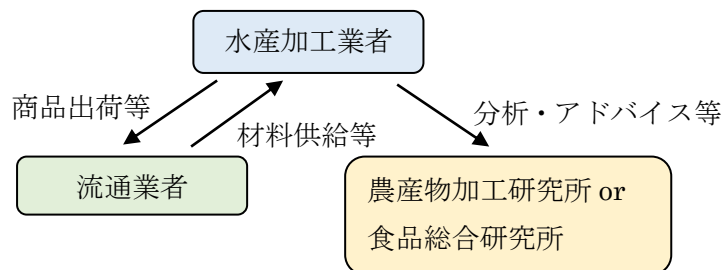
### 2 概要

①誰に②何を③どのように④どこで、等を記載

### 3 フロー図

水産加工業者、流通業者、青森県産業技術センター農産物加工研究所・食品総合研究所等の役割分担がわかる図を記載

【例】



#### 4 実施主体の概要

コンソーシアム名		代表者氏名	
所在地	〒 ー		
電話		FAX	
e-mail			
経営概況	※ 従業員数、主な取扱い品目、商品、販売先等について記載する。		

#### 5 内容

(1) 目標 (3～5 年後)	開発する新たな加工商品についての現状と目標を記載 (品目、数量等)		
(2) 具体的内容 ※ビジネスプラン実現に向けた具体的な内容を記載すること	①連携業者	業者名	
		代表者氏名	
		所在	
		電話・FAX	
		経営状況	業種・主な取扱品目等
	②連携項目	ビジネスプラン実践にあたり、連携項目 (加工、流通、分析等) を記載	

	③次年度以降の取組計画
	④商品の流通・販売戦略 開発する新たな加工商品について、想定される流通先、販売先等を記載
(3) ビジネスプラン 実施予定額 (又は実績額)	円 ※ 積算内訳は、別紙のとおり
(4) 実施予定期間 (又は実施期間)	平成 年 月 日から平成 年 月 日
(5) 主な実施予定 場所(又は主な実 施場所)	
(6) 指導・協力機関	
(7) ビジネスプラン の特徴	①新規性・優位性 これまでの商品にないメリットや性能・品質等新規性や優位性を記載
	②実 現 性 保有する関連知識や資格、ビジネスプラン実現に向けた強み等を記載
	③事業効果 ビジネスプラン実施による効果と地域への波及効果等を記載
(8) その他特記事項	

※ 取組内容のわかりやすい資料があれば添付する。





第2号様式（第5関係）

番 号  
平成 年 月 日

三八地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名 印

平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け三県局連携第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業費補助金交付要綱第5第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

（注）

- 1 記以下の記載要領は、第1号様式の記以下に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」に書き換えること。
- 2 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。  
また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
- 3 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の理由及び期日を記載すること。

番 号  
平成 年 月 日

三八地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名 印

平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業費補助金請求書

金 円

ただし、平成 年 月 日付け三県局連携第 号で交付決定の通知を受けた平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業費補助金として、上記の金額を請求します。

振	金融機関名	
込	口座番号	
先	(フリガナ) 口座名義	

※ 「金融機関名」は、支店（出張所）等まで記載すること。  
「口座番号」は、「普通」「当座」等の区分も記載すること。

番 号  
平成 年 月 日

三八地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名 印

平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け三県局連携第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成30年度青森県三八地域農水産資源有効活用事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（注）

- 1 記以下については、第1号様式の記以下に準じて作成すること。
- 2 実績報告の事業の内容及び経費の配分が、補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合は、異なる部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。